

濃厚接触者の待機期間について

(1) 通常の場合（原則）

オミクロン株（疑いを含む。）陽性者の濃厚接触者の待機期間

7日間→5日間

次のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目に解除）とする。

- ア 陽性者の発症日（陽性者が無症状の場合は検体採取日）
- イ 陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日

ただし、別の家族が発症した場合は、改めてその発症日を0日目として起算する。

①(2) 濃厚接触者が、抗原定性検査キットを用いて陰性を確認した場合

濃厚接触者が、社会機能維持者であるか否かに関わらず、2日目及び3日目の抗原定性検査キット※を用いた検査で陰性を確認した場合

3日目から解除が可能

(3) 上記いずれの場合も、7日間が経過するまでは、自身で健康状態を確認し、重症化リスクの高い方との接触等を避ける。

※抗原定性検査キットは薬事承認されたものに限ります。

※濃厚接触者の待機期間を通知する書類などは送付しておりません。